

環境偽装問題に係るエコマークの対応および再発防止について

財団法人日本環境協会

エコマーク事務局

新聞等で報道されているとおり、本年1月より一部の製紙事業者による古紙パルプ配合率の偽装が明らかとなった。また、印刷インキにおける不適正使用問題、再生プラスチックを使用した製品に係る偽装問題など、いわゆる環境偽装問題が相次いで生じている。

これらの問題に対し、現在、エコマーク事務局では、2004年2月に導入した「エコマーク不正使用対応マニュアル」等にしがたって、下記のとおり製造工場への現地監査やサンプリング分析等により必要な是正指導を行うとともに、関係する事業者に対して自己点検・確認を要請する等の対応を進めているところである。

また、再発防止のための制度・運用面の強化方策についても、検討していくこととしている。

1. 用紙および紙製品にかかる古紙偽装問題への対応について

年初の年賀ハガキ再生紙の偽装発覚から端を発した古紙偽装問題は、広範かつ大幅な乖離が明らかとなるなど深刻な問題となっている。エコマーク事務局では、この問題で、社会全体で取り組んできた古紙リサイクルの取り組みを後退させないよう、認定商品の基準遵守と適正な表示を確保すべく、用紙および紙製品に係る全エコマーク認定商品について実態調査と是正措置を全力で進めている。現時点までの対応状況は以下の通りである。

1. 1 製紙会社に関する対応

1. 1. 1 初期対応

認定商品を有する製紙会社13社に対して実態調査報告を依頼し、不適正使用の停止を要請するとともに、エコマーク事務局ホームページから、偽装を公表した以下の製紙会社の認定商品の掲載を見合わせた。

①日本製紙(株) (1/10) 及び認定企業の製紙会社 (1/17) に対して、古紙パルプ配合率の調査を要請

②日本製紙(株) (1/17) 及び認定企業の製紙会社5社(王子製紙(株)、大王製紙(株)、三菱製紙(株)、北越製紙(株)、中越パルプ工業(株))の認定商品についてホームページへの掲載を見合わせ (1/22)

③用紙に係るエコマーク商品類型について新規申込の受付を一時停止 (1/23)

④製紙会社4社(王子特殊紙(株)、紀州製紙(株)、日本大昭和板紙(株)、リンテック(株)) (1/23)

及び三善製紙(株) (1/24) の認定商品についてホームページ掲載を見合わせ

1.1.2 二次対応

実態調査の報告を受けて、順次、エコマーク事務局が現地監査等を実施した。

①製紙会社の工場に対する現地監査およびサンプリングを実施。2月26日までに製紙会社7社12工場を終了

②現在、工場への現地監査は概ね終了し、現在、7社からサンプリング採取したエコマーク認定商品を分析依頼先で順次分析中である。

現地監査及びサンプリング分析により、古紙パルプの配合に問題のなかったとエコマーク事務局が確認した認定商品を、順次、エコマーク事務局ホームページにて再掲載を開始した。3月11日現在、エコマーク事務局による現地監査及びサンプリング分析により、問題がなかったと確認された認定商品のリストは、下表の通りである。併せて、同様に問題ないことが確認された他の製紙会社1社の認定用紙1商品（古紙パルプ配合率70%以上）についても掲載を再開している。

公表順。平成20（2008）年3月11日現在

| No. | 商品ブランド名 | 認定番号 | 申込会社名 | 古紙パルプ配合率 |
|-----|------------------|----------|-----------|----------|
| 1 | ビューコロナS淡クリームG | 04107012 | 王子特殊紙株式会社 | 100% |
| 2 | 封筒内貼用紙 | 05113003 | 杉野製紙株式会社 | 100% |
| 3 | グリーンユトリロL | 04107016 | 大王製紙株式会社 | 70%以上 |
| 4 | 圧着葉書用紙パワーブライトメール | 05112498 | 大王製紙株式会社 | 70%以上 |

大王製紙の2商品は解約予定。

確認を完了した認定商品を本リストに順次追加予定。

1.2 文具など紙製品の製造事業者に関する対応

文具など二次製品及びOEM商品の認定企業405社の使用原紙について、エコマーク事務局の代行による製紙会社への調査を実施。（二次製品事業者へ委任状提出の要請に基づく）

①紙を原料とするエコマーク商品類型の新規申込の受付を一時停止した（1/23）。

②二次製品およびOEM商品の事業者からの調査委任状に基づき、製紙会社別に整理を行い製紙会社に調査中。

③製紙会社への調査をもとに、二次加工事業者に報告を行う。基準不適合となる商品については、製造の中止又は基準を満足する原料への仕様変更を求めていく。

④二次製品およびOEM商品の認定企業の自主的な調査により、既に、エコマーク認定基準を満足しないことが判明した製品については、エコマーク認定商品としての製造を停止するか、基準を満す原料への仕様変更を求めていく。

2. 印刷インキの不適正使用問題への対応について

複数の印刷インキ製造会社において、エコマークおよび、アメリカ大豆協会の「ソイシール」の基準を満たさない商品に、マークを付して適合品として出荷された実態が明らかとなった。このため、エコマーク事務局では、以下の対応を進めている。

(1)印刷インキの不適正使用事案について、2月1日にザ・インクテック株式会社より、2月6日に大日本インキ化学工業株式会社より報告を受け、両者に対し、不適正使用の停止を要請した。

(2)両社からの報告で、標準化された製品ではないが、特殊注文の際の混合（特練）で基準違反が生ずることが判明したので、他社製品でも同様の問題が起こりかねないと判断し、エコマーク事務局では2月6日より印刷インキに係る認定会社23社129商品に対して実態調査の報告を求めた。

この調査により、8社19商品に基準不適合があったことから、不適正使用のあった製品について出荷停止と是正措置を講ずるようエコマーク使用契約に基づき、2/22付で指導を行った。

具体的には、エコマークの基準値を超えて石油系溶剤量などを配合していた製品からエコマークを削除し、是正手続きを取るとともに、当該事業者に対して、エコマーク認定基準の遵守に関する社内体制の整備および再発防止策の構築等を求め、エコマーク適正使用と再発防止のための確認を行っている。

3. 再生プラスチック等再生材料を使用した製品（紙製品以外）の偽装問題への対応について

一部のプラスチック製造事業者から、その製造するプラスチック製品に係る再生プラスチック配合率が乖離していることが公表された。このため、エコマーク事務局では、紙以外の再生プラスチック等再生材料を使用した製品について、以下の対応を進めている。

(1)再生プラスチック製品（「エコハッポート」、ポリプロピレンに発泡剤を添加し成形したシート、文房具ファイル等の原料に使用）に係る再生材使用比率の乖離について、2月8日に三井化学ファブロ株式会社より公表された。

(2)これを受け、2月12日、エコマーク事務局では、三井化学ファブロ(株)へのエコマーク認定商品「カモメパック」について調査報告依頼を行った。その結果、同社のエコマーク認定商品については、再生プラスチックを50%以上使用（エコマーク基準に適合）していることを確認した旨の回答があった。

(3)再生プラスチック、再生PET繊維等の再生材料を使用した認定商品（紙製品を除く。）を有する事業者757社に対して、2月12日付で再生材料の配合率等についての自己点検・確認を要請した。現在まで回答のあった568社における結果では、6社（うち3社はこの中の1社からのOEM製品の提供を受けていた会社）において再生材料の配合率について不適正があり、エコマーク事務局では、不適正使用の停止を指導した。

4. 再発防止のための制度・運用面の対応の検討

エコマーク事務局では、上記の総点検結果を踏まえ、偽装問題の再発防止のため、認定審査において自己宣言に基づいている証明書式の見直しと偽装を抑止するための現地監査の導入など、制度・運用面の強化を検討することとしており、エコマーク運営委員会の下でこのための有識者委員会の設置をお願いしたい。

とくに、認定基準の主たる内容が再生材料の配合率等となっている類型のうち、証明方法が申請者や原料供給者の自己宣言方式としているものについて検討し、自己宣言に基づいている証明書式の見直しと新規項目の導入等について検討するとともに、書類審査の補完・確認と偽装抑止を目的とした現地監査・サンプリング分析等の導入について、その適用範囲も含めて検討していくこととしている。

(注) エコマークでは、基準適合への証明として、

- 1) 第三者機関による証明（試験結果等）
- 2) 製造事業者の証拠書類（原料供給先の証明、回収システムを有すること、商品廃棄時に材料毎に分離可能であること）
- 3) 申込者の証拠書類

がある。可能な限り、1)の第三者機関による証明書を採用することとしているが(*)、現行やむなく申請者や原料供給者の自己宣言方式としている場合がある。

* 「エコマーク類型・基準制定員会に関する諸ガイドラインおよび規程」

ガイドラインⅡ-3. 認定基準書の記述範囲とその様式

なお、再発防止策の検討に当たっては、今回の問題間の状況の相違にも留意が必要である。

すなわち、古紙についてはとくに広範な乖離が生じているが、この背景には、①古紙配合率について検証可能で科学的な根拠を持った数値を算定する公定試験方法が無かったこと、②数が非常に多い古紙回収業者からの古紙の供給証明書を1点1点提出することは困難だったことから、古紙パルプ配合率の数値証明について、製紙事業者による自己証明に依存せざるを得なかったことがある。

その一方で、再生プラスチックに関しては、再生材料の供給証明を求めていたこと、および、印刷インキに関しては、特殊注文の際の混合（特練）で基準不適合が生じていることから、乖離は古紙の場合に比べ広範囲ではない状況にある。